

第28回釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

テーマ 「民事調停の充実について」

1 開催日時

平成26年7月15日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

釧路地方裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 委員

境出雅仁，佐藤泰正，島信夫，田中敏也，永井哲男，中川博文，中島行博，樋口裕晃，穂積貴美子，山下吉己，（五十音順・敬称略）

(2) 裁判所（説明者）

齋藤祐仁（簡易裁判所判事），富所猛男（地方裁判所事務局長），田代康（簡易裁判所庶務課長）

(3) 庶務

貴多佳輝（地方裁判所総務課長），小島巧（地方裁判所総務課課長補佐），安井達也（地方裁判所総務課庶務係長）

4 議事概要

(1) 新委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員会委員を委嘱された境出雅仁委員，中川博文委員，樋口裕晃委員が委員会庶務から紹介され，それぞれ挨拶をした。

(2) 委員長の互選及び委員長代理の指名

委員会庶務から，中川博文委員が委員長代理に指名されていることを報告し，中川委員長代理が議事を進行した。

委員の互選により，樋口裕晃委員が委員長に選任され，樋口委員長が中川委員を委員長代理に指名した。

(3) 事務報告

前回合同開催された地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会で提案された裁判所の広報についての意見等のうち、今年度の広報計画に活用させていただいた点等について、庶務から報告した。

(4) 民事調停の概要等について

齋藤簡易裁判所判事から「民事調停の概要」について説明した後、「簡易裁判所の調停と訴訟」についてのDVDを視聴した。

(5) 調停室等の見学

簡易裁判所受付窓口，待合室，調停室の見学を行った。

(6) 意見交換

説明を聞いた感想，調停室等を見学した感想も交えながら，民事調停の充実について意見交換した（発言要旨については別紙のとおり。）。

(7) 次回開催日時及び議題

平成27年2月25日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

議題 裁判所におけるワークライフバランスについて

（家庭裁判所委員会と合同開催）

(別 紙)

発言要旨

1 民事調停の認知度について

委員： 調停という言葉は離婚調停での調停という言葉くらいしか知りませんでした。民事の関係でも調停があることは今日初めて知りました。

委員長： かつては二割司法とか三割司法と言われていたときがありました。これは、国民が抱える多くの法律問題について、裁判所が実際には二、三割しか関わっておらず、その他は多くの人が泣き寝入りしたり、地域の有力者に救済を頼んだりしており、裁判所は国民の身近な存在ではないという批判を受けたものです。

社会の紛争の数が減っているのであれば良いのですが、依然として紛争が残っている中、民事調停の利用は伸び悩んでおります。

そこで、裁判所の民事調停が市民の紛争解決に役立つ手続であるのか、そうでなければ、どのような問題があるのか、また、民事調停について認知されているのか、その中で裁判所が果たすべき役割とは何か等について、率直な御意見をいただきたいと思えます。

委員： かつては、特定調停という手続の需要が非常に多くありました。弁護士も、手続が簡便な特定調停を利用した対応もよくしていました。

現在は相手方である消費者金融が特定調停で調停を成立させて支払を受けるような時代状況ではないのでしょうか。段々と特定調停で解決の折り合いをつけることができなくなって、あまり利用されなくなってきたという状況にあると思えます。

紛争が少なくなっているということはなく、いろんな紛争があることは確かです。その解決方法の一つとして、訴訟の前段階の手続として調停もあります。調停の需要が少なくなっているという印象は個人的にはありません。

ただし、調停がどの程度使いやすいものになっているかという点では、

次のような問題点があると思います。

例えば、調停に似た手続として労働紛争解決のための労働審判という手続がありますが、この手続は本庁でしかできません。そうすると、北見や網走で労働審判手続を利用したいと思っても交通の便が悪く利用しづらいです。

また、調停では、中小企業の事業再生に関し、特定調停を利用して紛争解決をできるということが始まっていますけれども、これも本庁所在地の簡易裁判所でやるという運用があります。利用者に対して裁判所の方からどう近づいていけるか、どのようなアクセスをしていけるか、需要があるならそのニーズのそばに寄っていけるか、という発想も必要ではないでしょうか。裁判所にはこのような制度がありますよ、どうぞ来てくださいというだけでは足りないような気がします。

紛争について、私的な話し合いだけではうまくいかないときに、第三者が話し合いを取り持ってくれる解決法の需要は非常に感じます。例えば、弁護士は法律の専門家ではありますが、一方の立場に立つので、客観的に正しいことを説明してもなかなか相手は信用してくれません。同じような内容でも、第三者である仲介の人が説明すると納得するということがあります。そのような点で、やはり調停の制度が利用される余地があると思うし、裁判所の方から近づいていけば、調停制度は確固たる需要があると思います。

委員： 私は、まだ調停委員になって1年くらいで、調停委員会が調停をどのように運営すべきかについてまだよくわかっていません。

ただ、今まで経験した貸金の調停では、債権回収機構等が裁判所に調停を申し立てたことそのものを利用して相手方の支払を期待するような調停が多いような気がします。相手方が来ない調停でいいのかと疑問に感じることもあります。

委員： 最近では、全国的に給食費の滞納等の少額の債権もきちんと管理する

ということで、多くの市役所が支払督促手続で債権回収を図っています。その中の一，二割くらいは必ず異議申立てが出来ますが、ほとんどが分割払の希望という内容であり、付調停を勧められます。

債権の金額が少額の場合は、訴訟より調停の方がいいと思います。訴訟では、最終的には判決を考えなければならないですが、調停の場合ですと弁護士を立てなくてもできます。市役所でも職員が指定代理人として出頭しています。どちらかという、いきなり異議申立てで訴訟になるより、一度調停をしてくれるとありがたいと思います。

委員長： 釧路市以外の市町村でも同様の考え方なのでしょうか。

委員： そうだと思います。少額ですと弁護士を頼まないですし、給食費のようなものであれば、市民の方と訴訟をするのは消極的な考えが多いと思います。また、訴訟になると弁護士を頼まなければならないですし、ざっくばらんに調停の方がいいというのが多くの自治体の考えではないでしょうか。

委員： 裁判所外で紛争を解決する手段はあるのでしょうか。

説明者： 裁判外の紛争解決手続はADRと呼ばれています。弁護士会の中の交通事件に関するADR機関や国民生活センターがその役割を果たしています。これらは裁判所が行う手続きではありませんが、調停に類似した制度であり、紛争が発生したときに、その解決のために利用できる制度が民間にもあります。

委員長： 調停と対比して、釧路管内でのADRの利用状況はいかがですか。

委員： いろいろ作ってはいますが、あまり利用されていないというのが実情です。金融関係でもADR的な紛争解決はありますが、あまり利用はありません。今はあまりやっていませんが、弁護士会で夜間に調停のようなことをしたことがあり、これはある程度利用されたようです。

成年後見支援等であれば、市役所等と支援センターを立ち上げたりしていますが、ADRの機関として、紛争を解決するということはあまり

実績がないと思います。

委員長： 裁判所の手続の利点は、当事者の一方に偏らない公平な観点から、客観性を担保できて法律に沿った解決を図ることができる点です。そのことが、もっと国民の方々に伝わるとういと思っています。

2 民事調停を利用しやすくするための方策について

委員長： 調停を利用しやすくするためにはどういう国民のニーズがあるのか、裁判所はどのような点に重点を置いて広報活動をすべきかという点について御意見を伺いたいと思います。

委員： 簡易裁判所の設置数を増やしてほしいという希望はありません。かつてあった簡易裁判所が統廃合されているという結果は、ある程度やむを得ないと思います。しかし、統廃合されてしまった地域からのアクセスという問題は残ると思います。

結局は、調停を利用するかしないかはメリット次第だと思います。例えば、特定調停について、債務者側にとっては調停を申し立てれば支払の催促の電話がなくなるというメリットがありました。

また、債権者側にとっては、税務上、裁判所の手続を経て客観的な評価を得ることができるというメリットがありました。

現在は、債務者側のメリットを考えると、支払の催促も昔ほどひどくないし、調停を申し立てたからといって解決しない、だからやってみようがないという部分が調停を使うという意欲を減退させていると思います。

委員長： 解決のどういうメリットがあるのか、解決の実績を示して広報活動をすべきということですね。

委員： 特定調停ばかりではなく様々な種類の調停があるので、特効薬があるようなことは一概には言えないと思います。

委員： 建築事務所協会では建築関係について相談が年二、三件あり、担当者がアドバイスをすることはあります。しかし、その後どのようなようになった

かについては協会では把握していません。

個人的には、市民が困ったときに訴訟の前に調停があるということはある程度の人を知っていると思います。小中高校生の勉強の一環の中で、調停というシステムがあることを教えていけば、社会人になっても知識として残っていくと思います。そういうことをきっかけに、調べる等のステップに進むと思うので、そういう法教育の視点での広報をしてみてもはどうでしょうか。

また、会社の独身寮に一般の住民を入れることになって未払家賃の対応をすることがありましたが、話し合ってもなかなか解決できなくて少額の未払家賃の訴訟を提起したことがあります。そういう身近な問題で必要なときに、調停のような解決の方法があるということがわかる広報をしてはどうでしょうか。

委員長： 法教育の問題でもあるという御指摘がありましたので、学生に調停制度をどのように伝えたらいいか御意見等がありますか。

委員： 私が勤務する大学は経済学部の単科大学ですので、なかなか法律に触れる機会がありません。今回のようなテーマを大学で教えるということは事実上ほとんどありません。ただ、学生が実際に社会に入っていくときに利用できるものですから、こういったことを大学でやってほしいということがあれば、少しずつやれる範囲で対応していきたいと思えます。

委員： 調停というのは簡易・簡便ということが強調されていますが、それだけでなく、専門的な知見を得る作用もあります。例えば、建築関係の紛争の場合に、建築について専門的な知見を持った調停委員に調停に関与してもらって専門的な部分を解明していくことがあります。これは建築だけでなく、農業など様々な専門分野で利用されています。

調停で専門分野の人が入って話ができることは、当事者にとっては、専門的知見を得ることができるというだけでなく、利用料金も安いとい

うメリットがあります。簡単だというだけでなく、グレードの高い面も調停にはあるということアピールしてはどうでしょう。

委員： 釧路の調停委員にも様々な専門分野の方がいると思いますが、何人くらいいて、任期は何歳まででしょうか。

説明者： 年齢構成は42歳から68歳で、平均年齢が60.9歳です。資格を持っている等、専門性のある調停委員の一例として、建築士が3名、土地家屋調査士が1名、社会保険労務士が2名、弁護士が1名、税理士が1名、公認会計士が1名となっています。

委員長： 各事件に調停委員を指定する場合に、専門性のある調停委員を考慮しているのでしょうか。

説明者： 事件の受付をした段階で内容を考慮して、必要に応じて専門性を生かしていただける調停委員に事件の担当をお願いするようにしています。

委員長： 調停の件数について、企業活動の延長線上で使う調停と、個人の紛争の解決手段として使う調停で区別するとしたら、どちらが多いのでしょうか。

個人の紛争解決手段として民事調停の利用を増やそうとした場合、調停についてのパンフレット等はどこにどのように置かれているのでしょうか。

説明者： 件数については、個人の紛争と企業活動によるものが半々くらいです。企業活動によるものについては、消費者金融、クレジット会社、債権回収機構から申し立てられた訴訟が調停に付される事件が多いのが釧路簡易裁判所の事件の特色となっています。

パンフレット等については裁判所の窓口やロビーに置いてあります。また、貸金や売掛代金など、比較的使われやすいものについては定型の書式が窓口においてあり、それを使っていれば簡易に申立てができるようになっています。

委員長： 市役所その他公的機関に対するパンフレット等の配布及び設置状況に

ついてはどうか。

説明者： 数に限りがありますが、各自治体に毎年定期的に送付しています。自治体のどこに置いているかまでについては把握していませんが、釧路市役所については窓口等に他の官庁のパンフレットと並んでパンフレット置き場に置いてあるのを拝見したことがあります。

委員： 駆け込みシェルターの理事をしています。裁判所の利用としては家事調停が多いようです。DVなど非常にデリケートな案件では、相手方と顔を合わせないように入場口を変えていただいたり、時間をずらしたりしていただいています。さらに、訴訟になったときも衝立を用意したり、ビデオリンクを利用したりしたことがあるので、裁判所には非常に協力していただいていると思います。

委員長： DV事案では裁判所も情報を得ながら対処するよう努めているところですが、民事調停で当事者への特別な対処をすることはありますか。

説明者： 調停委員の構成として、当事者に女性がいるのであれば調停委員2人のうち1人は必ず女性にするように配慮していますし、また、事前に危険な点があることがわかっていれば、当事者双方を同席させないで、交互調停、つまり当事者の一方に調停室に入ってもらっている間は、他方を調停室に入れないという配慮をします。また、当事者の一方を先に帰して、裁判所の構内を出たことを確認してから他方を帰すという配慮を民事調停でもすることがあります。

委員： 例えば、銀行からお金を借りたけれども払えなくなって債務者の方から調停を申し立てるというケースはあるのでしょうか。

説明者： 債務の支払方法について意見が不一致の場合でも調停の申立てをすることはできます。銀行が相手方の案件はあまりないですが、消費者金融業者、クレジット会社からお金を借りた債務者が今のままではお金を返せないで、返済計画を見直して、少額ずつお金を返していきたいという債務弁済協定調停があります。先ほど話が出た特定調停は、ほぼその

パターンの調停です。

委員： 債権者から申立てを受けた場合、お金の返済を先に延ばしてほしいと希望する市民が多いのではないのでしょうか。

説明者： かつて、調停の事件数が非常に多かった頃は、特定調停がその大半を占めていました。しかし、その頃は利息制限法と出資法等との間でグレーゾーンという金利があって、裁判所に請求はできないけれども任意で払ってもらうことは問題ないというところがありました。

特定調停については全国の裁判所で統一して、ほぼ同じような条件で利息制限法で計算し直した債権届出書を出してもらうように統一し、相当程度の債務を圧縮することができたことで特定調停の威力を発揮したところがあります。

これは、特定調停が債務者を経済的に再生させるという制度であったことから、債務者が再生すれば市場に参入することができ、その結果消費者金融も顧客の裾野が増えるということがありますので、そういった点で債権者である消費者金融業者にも協力が得られていました。

今は利息制限法も改正され、グレーゾーンもなくなっているため、債務の圧縮を目的とした調停はあまりありませんが、支払条件を調整することにメリットがあるのではないのでしょうか。

また、特定調停の進行については、債務者に自分の生活状況を報告してもらって調停委員会の方で生活費として必要な分を計算し、支払いに回せる金額を計算します。調停の成立に至らなくても、生活費の見直しをすることで生活の再建ができることもあると思っています。

なお、特定調停については不成立という形で終わらせることはありませんでした。成立に至らない場合には、最終的に調停に代わる決定を出します。この決定は、債権者側が理由なしで異議を申し立てることができ、その結果効力を失ってしまいましたが、裁判所としては決定を出して、債務者には、決定のとおりのお支払い方しかできないのでそのとおり支払

ってください，という説明をしています。そういう面では裁判所においても結論を出しており，メリットはあると思います。

委員： 金利のメリットがあるということだけではなく，単純に償還を延ばすという調停の需要が多くあるのではないかと思います。

委員長： つまり，そういうケースでも調停を通して解決できるということをアピールしたらいいということですね。

以 上